

## 神奈川県条例・兵庫県条例の比較

\* 網掛けは厳しい規制内容となっている部分

項目	名称	神奈川県 公共的施設における 受動喫煙防止条例	兵庫県 受動喫煙等の防止等に 関する条例	
施行日		H22.4.1 (第2種施設の罰則はH23.4.1)	H25.4.1 (罰則規定はH25.10.1) 経過措置として飲食店等の義務規定はH26.4.1、罰則規定はH26.10.1)	
目的		受動喫煙による県民の健康への悪影響を未然に防止する。	受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図る。	
規制対象		不特定又は多数の者が利用することができる室内又はこれに準ずる環境(居室、事務室除く)	建物内または建物内の公共的空間(居室、事務室除く) 小中高校、動物園、公園などは屋外(敷地内)も規制対象	
禁止行為		喫煙禁止区域での喫煙を禁止(罰則対象)	喫煙禁止区域での喫煙を禁止(罰則対象)	
施設における禁煙又は分煙の措置	教育施設	小中高校等(室内)	禁煙	禁煙(建物内) 喫煙室設置不可
		小中高校等(敷地)	規制対象外	禁煙
		大学等	禁煙	禁煙 当分の間既設の喫煙室利用可
		学習塾等	禁煙	禁煙 当分の間既設の喫煙室利用可
	医療関係施設	病院、診療所等	禁煙	禁煙(建物内) 喫煙室設置不可
		調剤薬局 医療提供施設以外の薬局、施術所		禁煙 当分の間既設の喫煙室利用可
	劇場・映画館等		禁煙	分煙又は時間分煙 客席対象外 (市町火災予防条例で喫煙不可)
	公共交通機関	乗降・待合施設 車両等	禁煙	分煙
		屋外のプラットフォーム	規制対象外	分煙
	動物園・遊園地等	室内	禁煙	分煙
		敷地内	規制対象外	禁煙(努力義務)
	福祉施設	児童福祉施設	禁煙	禁煙(建物内) 喫煙室設置不可
		社会福祉施設	禁煙	分煙
	官公庁施設	庁舎	禁煙	禁煙(建物内) 喫煙室設置不可
		その他		禁煙 当分の間既設の喫煙室利用可
	運動施設		禁煙	分煙
社会教育施設		禁煙	分煙	
観覧場	屋内	禁煙	分煙	
	屋外観客席			
集会施設、展示場、公衆浴場、物品販売店、金融機関、公益事業所、一般公衆用屋内通路		禁煙	分煙	

項目		名称	神奈川県 公共的施設における 受動喫煙防止条例	兵庫県 受動喫煙等の防止等に 関する条例
施設における禁煙又は分煙の措置	一般公衆用屋内通路		禁煙	分煙
	飲食店	大規模飲食店	調理場除き100㎡超 禁煙又は分煙	客席100㎡超 分煙 個室は適用外
		小規模飲食店	調理場除き100㎡以下 = 特例第2種施設 禁煙又は分煙 (努力義務)	客席100㎡以下 喫煙可能表示義務
	宿泊施設	大規模宿泊施設	施設面積700㎡超 禁煙又は分煙	フロント - 100㎡超 分煙
		小規模宿泊施設	施設面積700㎡以下 = 特例第2種施設 禁煙又は分煙 (努力義務)	フロント - 100㎡以下 喫煙可能表示義務(フロント、ロビー) 分煙(廊下、エレベーター等)
		客室	規制対象外	分煙 (努力義務)
	理容所・美容所	客席100㎡超	禁煙又は分煙	分煙
		客席100㎡以下	禁煙又は分煙	喫煙可能表示義務
	娯楽施設 (ゲームセンター、カラオケボックス等)		禁煙又は分煙	分煙 カラオケボックスの個室は対象外
	その他サービス業		禁煙又は分煙	分煙
風俗営業施設 (キャバレー、パチンコ店等)		特例第2種施設 禁煙又は分煙 (努力義務)	禁煙 (努力義務)	
都市公園 (敷地)		規制対象外	禁煙 (努力義務)	
たばこの煙の流出禁止			義務あり (罰則対象)	義務あり (罰則対象)
喫煙器具又は設備の設置禁止			義務あり (罰則対象)	義務あり (罰則対象)
未成年者保護	施設管理者 保護者	義務あり (罰則対象)	努力義務	
		義務あり (罰則対象外)	義務なし	
施設管理者の喫煙制止義務			義務あり (罰則対象外)	義務あり (罰則対象外)
表示			表示義務あり (罰則対象)	表示義務あり (罰則対象外) 文字のみや他の図柄の使用も可
義務の履行確保手段			立入調査等、指導・勧告、公表、命令	立入調査等、指導・助言、勧告、公表、命令
罰則	違反した喫煙者		2万円以下の過料	2万円以下の過料
	違反した施設管理者	命令違反	5万円以下の過料	30万円以下の罰金
		虚偽報告等		20万円以下の罰金
立入検査拒否等	10万円以下の罰金			